

令和2年7月

岡崎中学校保護者の皆様へ

京都市立岡崎中学校  
校長 大曾根 好宏

## 災害に対する非常措置についてのおしらせ(再)

令和2年6月29日付で皆様に「台風に対する非常措置」および「地震に対する非常措置」についてのおしらせを致しました。

その後、日本各地で大雨による大規模災害の発生が続き、先日は同じ左京区の中学校が、学区内に水害による避難勧告等が発令中であることを受けて、臨時休校措置をとりました。

このような状況の下、本校におきましても、台風等はもとより、大雨による水害等の可能性も考慮したおしらせを改めて作成し、皆様にお伝えすることに致しました。前回お配りしたものと大筋は同じですが、加筆した部分を含め、改めてご一読いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・深夜0時までに解除になった場合 5校時（13時00分）から始業（給食は中止）
  - ・深夜0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。また、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

#### 2 暴風警報について **※大雨警報のみの場合は、平常通りに授業を行います。**

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
  - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時40分）から始業
  - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時00分）から始業（給食は中止）
  - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。また、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

#### 3 避難勧告・避難指示について(加筆部分)

水害による避難勧告・避難指示等が本校校区内(錦林学区・第三錦林学区)に発令された場合、原則(暴風警報発令時)と同様の措置をとることとします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

令和2年7月

岡崎中学校保護者の皆様へ

京都市立岡崎中学校  
校長 大曾根好宏

### 地震に対する非常措置についてのおしらせ

本校においては、京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

#### 記

##### 1 登校前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、（緊急連絡電話／ホームページ）により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

##### 2 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。また、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。